

新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

医療関係

3次補正
予算版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する
新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充します。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に医療関係の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

裏面へ

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、ITツールの導入等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～2月末）の休業について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、10/10を助成します。さらに、助成額の上限を対象者1人当たり15,000円/日に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充しています。また、これらの特例を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長する予定です。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金を新設します

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対して、設備投資などの取組費用の最大2/3（通常は6,000万円まで、一定の要件を満たせば1億円まで）を支援します。※対象となる取組や業種等の範囲は今後決定します（3月に公募開始予定。詳細は決定次第、HP等で公表します）。

売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大6,000万円(拡充前4,000万円)
- ・商工中金(危機対応融資)→最大3億円(拡充前2億円)

緊急事態宣言による売上減少に伴い、資金繰りが厳しい

売上の減少に対して一時金を支給します

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、1～3月のいずれかの売上が対前年（または対前々年）比50%以上減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給します。※具体的な要件や申請方法等の詳細は決定次第、HP等で公表します。

業務効率化のために設備・システムを導入したい

IT導入補助金が活用できます

IT導入補助で業務効率化のためのシステム導入を支援します。

- ※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。
- ※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件がございます。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

